

名古屋駅西側エリア（リニア開業時の姿）デザイン検討業務委託 特記仕様書（案）

第 1 章 業務概要

（適用範囲）

第 1 条

この特記仕様書は、名古屋市住宅都市局の発注する「名古屋駅西側エリア（リニア開業時の姿）デザイン検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

（業務目的）

第 2 条

本業務は、リニア中央新幹線開業時にむけて「まちへの動線確保」、「顔となる広場の整備」及び「タクシースペースの改善」を行うにあたり、令和 2 年度に本市が実施した「名古屋駅西側エリアの再整備検討業務委託（以下「昨年度業務」という。）」の成果であるエリアデザイン案及び設計図等を基に、今年度実施する関係事業者との協議・調整、「デザイン検討ワーキンググループ会議」・「トータルデザイン検討会議」等における議論の結果を反映しながら、デザイン計画を作成するとともに、基本設計を行うものである。なお、本業務にあたっては名古屋駅周辺まちづくり構想、名古屋駅周辺交通基盤整備方針、トータルデザイン指針（案）との整合を図るものとする。

（業務概要）

第 3 条

受注者は、以下の事項について業務を実施する。

- (1) 設計計画
- (2) 現地踏査
- (3) デザイン計画案の検討
- (4) 基本設計
- (5) 会議等の運営支援
- (6) 報告書作成

（検討範囲）

第 4 条

本業務における検討範囲は、別図に示す名古屋駅西側駅前広場を中心とした範囲とする。ただし、業務内容に応じて監督員と協議し、適切な範囲とすること。

（実施体制）

第 5 条

業務を実施するにあたっては、既存構造物及び既存設備等への影響が想定されるため、建築・構造・設備等の十分な知識を有する技術者を配置し、業務を円滑に遂行する業務実施体制を確保しなければならない。

（技術者要件）

第 6 条

自社に所属する者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格保有者を管理技術者として配置すること。

また、意匠、構造、設備について、下表に定める資格保有者をそれぞれ担当技術者として配置すること。

意匠	・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士
構造	
設備	・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士 又は ・ 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士

第 2 章 名古屋駅西側エリア（リニア開業時の姿）等の再整備検討

(設計計画)

第 7 条

業務の計画、実施方針及び効果的な進め方を監督員へ提案し、効率的に検討を進める。

(現地踏査)

第 8 条

昨年度業務の成果に基づき、現地の利用状況、コントロールとなる施設及び課題などを把握するため、現地踏査を実施し、各検討項目へ反映させる。

(デザイン計画案の作成)

第 9 条

受注者は昨年度業務の成果や関係者協議等の経緯をふまえ、デザインコンセプト及び全体イメージ図、各施設の色や素材等を取りまとめたデザイン計画の原案を作成する。その際、周辺の計画及び隣接する既存施設との調和を図るよう検討すること。

受注者は、関係者との協議・調整の内容をデザイン計画の原案に反映させるとともに、第 12 条に示す「デザイン検討ワーキンググループ会議」において設計チームとして参画し、デザイン計画案を検討する。また、「トータルデザイン検討会議」にデザイン計画案を提示し、意見等を検討内容に反映させる。なお、会議開催にあたり、監督員と協議の上、必要に応じて事前にデザイン有識者の助言を受けるものとする。ただし、デザイン有識者への謝金等は受注者が負担すること。

(1) デザイン計画案の検討

与条件等に基づき、下記ア及びイを検討すること。

ア リニアの玄関口となること、暫定的な整備であることをふまえたデザインコンセプト。

イ まちへの動線・滞留空間、広場でのアクティビティ、周辺との関係性等を表現した空間イメージ。なお、各施設（屋根・ベンチ・植栽・照明・ボラード・そのほかのファニチャー等）の寸法や配置、色調や素材（グレード）感とあわせて考え方を整理する。

(2) スタディ模型・イメージ図の作成

受注者は、関係者との協議・調整や上記会議の開催にあたり、参加者が検討内容を視覚的に把握できるようにするため、下記ア及びイを作成する。

ア スタディ模型

作成にあたり、名古屋駅周辺の現況模型（縮尺 1/200）は作成済みであり、活用してもよい。

イ イメージパース

作成にあたり、アングル等は監督員と協議し、ラフ図を作成すること。ラフ図を基に監督員と協議し、イメージパースとして 7 枚程度（うち俯瞰は 2 枚程度）を作成する。

(3) デザイン計画案の取りまとめ

受注者はデザインコンセプト及び全体イメージ図、各施設の色や素材（グレード）等を取りまと

めたデザイン計画の案を作成する。作成方法は監督員と協議すること。

(基本設計)

第 10 条

受注者は前条のデザイン計画案に基づき、基本設計案を作成し、関係者と協議・調整の後、以下の基本設計図を作成する。

- (1) 建築基本計画書（計画主旨・平面計画・立面図・断面図・意匠計画・構造計画・緑化計画又は植栽計画・雨水流出抑制計画・概算工事費・仮設計画・工程計画等）
- (2) 設備基本計画書（電源計画・照明計画・概算工事費等）

※特殊な構造で構造計算が必要な施設については、安全性を確保する構造計算を行うとともに既設地下構造物への影響を確認すること

※設備については、既存地下構造物への影響確認とともに、必要に応じて支障設備の移設を検討すること

※特殊な施工が必要な施設については、安全で円滑な施工が可能となるように施工方法を検討すること

※概算工事費の算出においては、内容・数量・金額がわかる概略数量計算書及び根拠資料等と併せて作成すること。

第 11 条

受注者は、広場空間の確保に伴う、噴水の撤去のための設計を行い、概算工事費・仮設計画・工程計画等の作成を行う。なお、概算工事費の算出においては、内容・数量・金額がわかる概略数量計算書及び根拠資料等とあわせて作成すること。

(会議等の運営支援)

第 12 条

本市が開催する、名古屋駅ターミナル機能強化に関連する「プロジェクト調整会議」並びに各専門分野の学識者を含めた「トータルデザイン検討会議」及び「デザイン検討ワーキンググループ会議」等の支援を行うものとする。（計 3 回程度）

- (1) 資料等の作成及び印刷

会議等に必要な説明資料、参考資料等を監督員と協議のうえ作成する。

- (2) 議事録作成

受注者は会議等に臨席し、会議概要を作成する。ただし、「プロジェクト調整会議」、「トータルデザイン検討会議」、「デザイン検討ワーキンググループ会議」については、会議録を作成する。議事録は、会議概要を開催後一週間以内に、会議録を二週間以内に作成すること。必要に応じて、スケッチなどを添付し、イメージがわかりやすくなるよう工夫すること。

(報告書作成)

第 13 条

第 7 条から前条までの検討及び設計等について、根拠となる条件や関係法令等からなる業務成果をわかりやすく取りまとめた報告書を作成する。

(協議用資料等)

第 14 条

関係事業者等との協議・調整に必要となる資料を適宜作成する。なお、協議用資料作成にあたり追加検討などが必要となる場合は、別途監督員と協議を行うこと。

(打合せ)

第 15 条

打合せは契約時、納品時、完了検査時のほか、月 1 回程度（計 10 回程度）実施する。

第 3 章 成果品

（成果品）

第 16 条

成果品は下記のとおりとする。

（1）デザイン計画案

- ・デザインコンセプト及び全体イメージ図、各施設の色や素材等を取りまとめたもの
- ・スタディ模型
- ・イメージパース

（2）基本設計図

- ・建築基本計画書（計画主旨・平面計画・立面図・断面図・意匠計画・構造計画・緑化計画又は植栽計画・雨水流出抑制計画・概算工事費（内容・数量・金額がわかる概略数量計算書及び根拠資料等を含む）・仮設計画・工程計画等）
- ・設備基本計画書（電源計画、照明計画、概算工事費等）

（3）噴水の撤去のための設計図

- ・設計図・概算工事費（内容・数量・金額がわかる概略数量計算書及び根拠資料等を含む）・仮設計画・工程計画等

（4）報告書

（5）その他監督員が指示するもの

（成果品の仕様）

第 17 条

受注者は、作成指示のある項目について、業務委託標準仕様書又は下記に指定の部数を成果品として提出する。また、本業務の検討過程や関係者協議のために作成したデータ等は、発注者が業務終了後も編集しやすい形式として、資料編及び電子データとして報告書とは別に提出すること。

（1）デザイン計画案：紙媒体 A4 判 2 部

（2）基本設計図：紙媒体 A1 判（縮尺 1/300）2 部、A3 判（縮尺 1/600）2 部のほか、別図に示す名古屋駅西側駅前広場を中心とした範囲全体の図面を A1 判、A3 判それぞれ 2 部ずつ。（縮尺は監督員と協議の上、定める。）

（3）報告書：紙媒体 A4 判 2 部（打合せ記録含む）

（4）資料編：紙媒体 A3 判 2 部

（5）電子データ：CD-R 等 1 部

※報告書データの提出形式は、MS-Word 形式及び PDF 形式（埋め込みフォント）とすること。

※資料編データの提出形式は、MS-Word 形式、PDF 形式（埋め込みフォント）、CAD（SXF 形式）、jpeg 形式等とするなど、監督員と協議のうえ整理すること。

※報告書、資料編に用いた検討図面、設計図のデータの提出形式は、CAD（SXF）形式とするなど、監督員と協議のうえ整理すること。

※営繕積算システムの使用について、「営繕積算システム使用要領（平成 27 年 12 月 1 日）名古屋市住宅都市局営繕部企画保全課による。

（電子納品）

第 18 条

本業務の成果品のうち、前条（4）の作成方法については次の基準により協議のうえ作成し提出する。

「電子納品に関する運用基準〔建築・建築設備編〕（名古屋市住宅都市局 令和３年４月）」

※上記の基準は、次の URL からダウンロードできる。

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/39-7-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

第４章 その他

（貸与品）

第 19 条

本業務において必要となる次の資料等を貸与する。取り扱いについては、建築基本設計委託仕様書及び情報の保護及び管理のための特記仕様書（業務委託用）を遵守すること。

- （1）既設建築物設計図 一式
- （2）令和２年度「名古屋駅西側エリアの再整備検討業務委託」成果品
- （3）その他、業務の遂行に当たり必要な監督員所有の資料

（引渡場所及び納入場所）

第 20 条

貸与品の引渡場所及び成果品の納入場所は、住宅都市局リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課とする。

（他業務等の反映及び整合）

第 21 条

今年度住宅都市局において発注する他業務委託で、本業務との関係の深い業務委託について、その受注者と打合せ等を行い、本業務における計画案等への反映を図る。反映を図る他業務委託については、監督員の指示によること。

（講演会等への出演）

第 22 条

プロポーザルにおける提案内容及び本業務の検討内容について、住宅都市局が開催する講演会等への出演を依頼することがある。講演内容等については、監督員と協議のうえで定める。

（その他）

第 23 条

この特記仕様書の目的を達成するため、その他必要な資料の作成等については監督員の指示によるものとする。

本業務委託検討範囲 全体図



名古屋駅駅前広場の再整備プラン (2019 年 1 月) より